

第7章 行財政運営等

1節 行財政改善等の取り組み

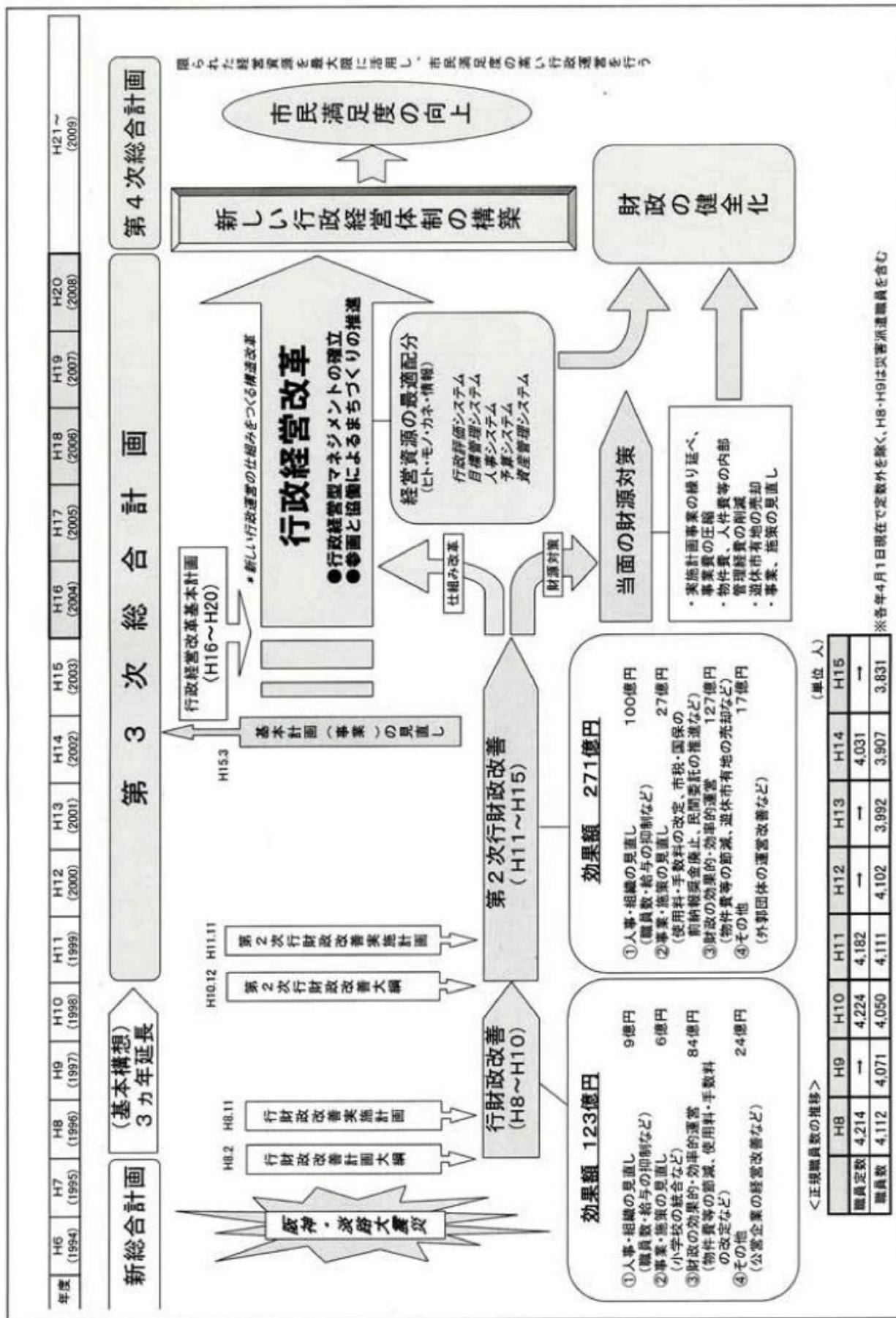
1. 取り組みの経緯

本市は、震災からの一日も早い市民生活の再建と都市の復興に向け、復興事業を着実かつ早期に推進していくため、厳しい財政状況のもとで緊急対応として、平成8年度から平成10年度までの3ヵ年にわたり、第1次の行財政改善の取り組みを行い約123億円の効果を得た。

これにより当面の財政危機を回避することができたが、長引く景気の低迷などによる市税収入の伸び悩み、震災復興事業などに係る膨大な起債の償還が長期にわたって続くことなどから、平成11年度以降も大幅な財源不足が見込まれ、このまま推移すると赤字再建団体に陥ることが危惧されたため、引き続きより一層の行財政改善の取り組みが必要となった。

このため、その取り組みの指針として、平成10年12月に「第2次西宮市行財政改善大綱」を策定するとともに、平成11年11月に平成11年度から平成15年度までの5ヵ年を取り組み期間とする「第2次西宮市行財政改善実施計画」を策定し、市の組織を挙げて行財政改善の取り組みを行い、約271億円の効果を得た。

しかし、平成16年2月に作成した行財政収支計算では、平成17年から20年までの4ヵ年間で約321億円の財源不足が生じることが予測されるため、第3次行財政改善を実施することにした。合わせて人、物、金、情報といった限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政運営を行っていくため、本市の行財政運営の仕組みそのものを見直す行財政改革を推進することにしている。



2節 国、県への要望

平成7年4月以降、現在まで政府等関係機関に対する震災復興にかかる要望は32回を数えており、市議会と連携して要望したものが5回、近隣被災市と共同によるものが8回、西宮市単独要望が19回である。他に、阪神広域行政圏協議会が2回の要望を行っている。

要望事項の大きな柱は、(1) 抜本的な住宅対策 (2) 被災者の生活再建支援策 (3) 被災自治体への財政支援措置の3項目を重点に、個別・具体的な事項について要望してきた。その経緯は次のとおりである。

要望年月日	要望主体	要望先機関等
H7.2.2	西宮市長	内閣総理大臣
H7.2.2	西宮市長	兵庫県知事
H7.2.12	西宮市長	現地対策本部長・兵庫県知事
H7.2.16	西宮市長	現地対策本部長・兵庫県知事
H7.2.18	西宮市長	厚生大臣・建設大臣
H7.3.27	西宮市長	建設大臣・自治大臣
H7.4.7	西宮市長・議長	衆議院議長・政府閣僚・地元国会議員
H7.4.13	西宮市長	与党災害復興プロジェクトチーム
H7.5.12	西宮・芦屋・宝塚市長	兵庫県知事
H7.5.18	西宮・芦屋・宝塚市長	地震担当大臣・関係閣僚
H7.7.18	西宮市長	大蔵・自治・建設大臣
H7.7.27	西宮市長他被災5市長	総理大臣・関係閣僚
H7.8.17	西宮市長	兵庫県知事
H7.8.22	阪神広域行政圏協議会会长	建設・自治・厚生・国土庁長官他
H7.9.13	西宮市長・議長	国土庁長官
H7.11.17	阪神広域行政圏協議会会长	兵庫県知事
H7.11.29	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生大臣
H7.12.16	西宮市長	政府・与党合同調査団
H8.2.13	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生・国土庁長官
H8.2.18	西宮市長・議長	内閣総理大臣
H8.2.20	西宮市長・議長	衆議院議長・大蔵・建設・厚生大臣他
H8.5.20	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生・国土庁長官他
H8.5.31	西宮市長	社民党全国連合震災復興調査団
H8.6.12	西宮市長	衆議院震災対策特別委員会
H8.7.18	西宮市長	自民党震災復興調査団
H8.7.29	西宮市長	衆議院議長
H8.8.30	西宮市長	兵庫県知事
H8.9.5	西宮市長	環境庁長官
H8.10.12	西宮・芦屋・宝塚市長	建設・厚生・大蔵・中小企業庁長官他
H8.11.28	西宮市長	内閣官房長官・国土庁長官
H9.3.10	西宮市長	自治大臣
H9.6.10	西宮市長	自治大臣
H9.8.5	西宮・芦屋・宝塚市長	自治大臣・大蔵大臣
H9.11.28	西宮市長・議長	自治・大蔵・建設・厚生・官房長官

要望内容は、震災直後は倒壊家屋処理事業、道路等公共施設復旧事業、応急仮設住宅の大量建設など応急復旧的なものが主であった。しかし、平成7年夏ごろからは災害公営住宅の建設など住宅関連や震災に伴う地方財政対策が多くなった。

平成8年度に入ると住宅困窮者に対する住宅対策、応急仮設住宅から恒久住宅へのスムーズな転居のための対策や被災者の生活支援、そして震災復興事業にかかる地方財政支援措置の外、保健、医療、福祉対策の充実、産業の振興、防災体制の整備など要望の範囲は拡大した。

平成9年度では震災復旧復興事業に対する財政支援が主となり応急仮設住宅から恒久住宅への移行のための支援も引き続き要望した。また、被災者の生活再建支援のための公的支援（個人補償）の実現についても粘り強く要望した。このような数多くの幅の広い要望を行った結果、倒壊家屋処理事業では初めて国庫補助対象になり、道路等公共施設の復旧事業での国庫補助率嵩上げも実現した。が、市債償還期間の大幅な延長、特別交付税等による特例的な財政支援については、期待したほどの成果は上っていない。

一方、公的支援制度については、ようやく平成10年5月被災者生活再建支援法として実現することとなった。